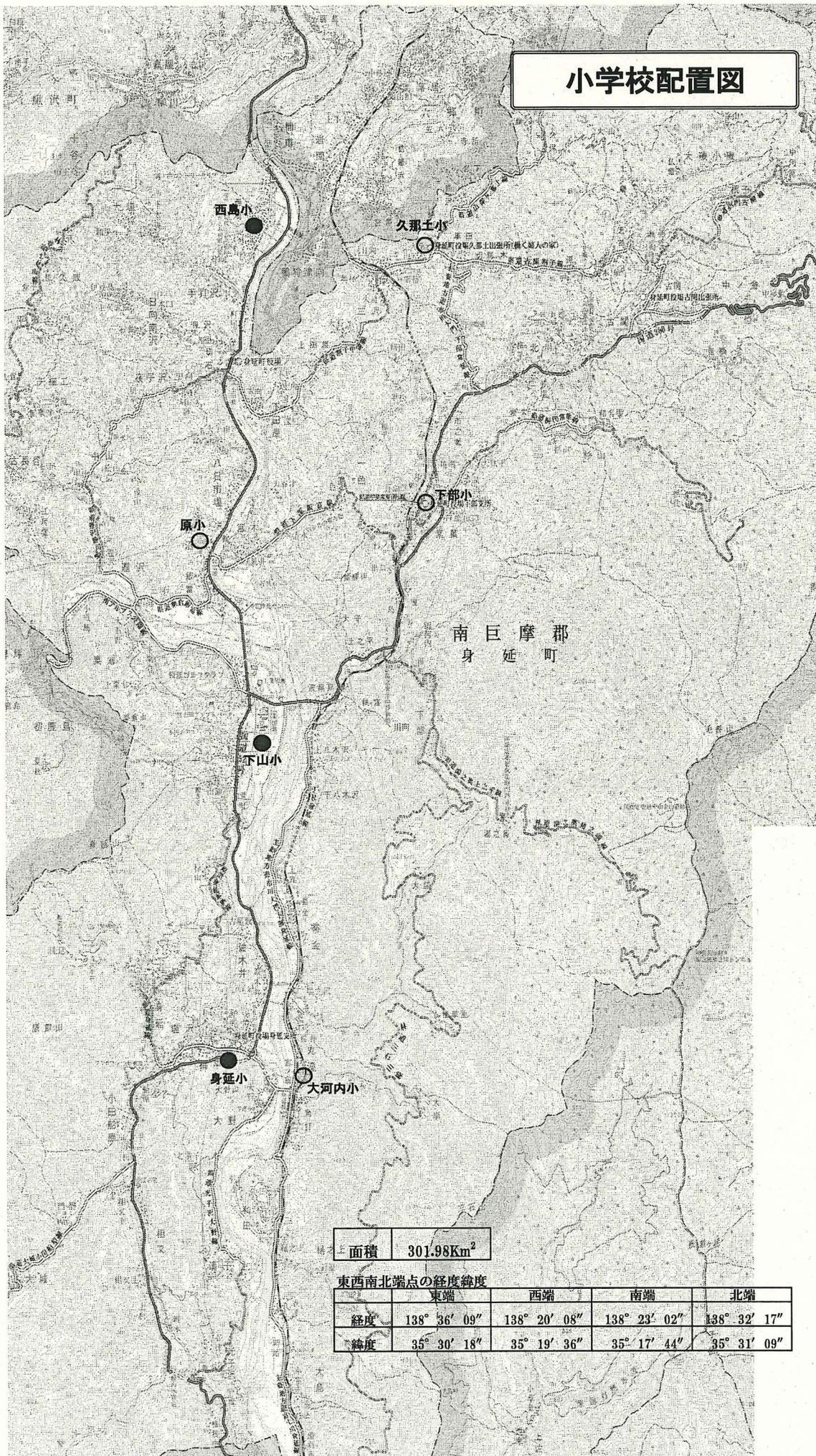


# 参考資料

## 目次

○小学校配置図	P1
○就学児童数見込み	P2
○PTA会則等	P3～P29
○校歌	P30～P32
○校章	P33～P35
○校旗	P36～P38
○指定服(体育着)	P39～P42
○学校の移り変わり140年	P43～P45
○県内の学校統合事例	P46～P47

# 小学校配置図



面積 301.98Km<sup>2</sup>

東西南北端点の経度緯度

	東端	西端	南端	北端
経度	138° 36' 09"	138° 20' 08"	138° 23' 02"	138° 32' 17"
緯度	35° 30' 18"	35° 19' 36"	35° 17' 44"	35° 31' 09"

## 就学児童数見込み

(仮称)第一小学校		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
	1年生	16	13	11	15	6	14	12
2年生	12	16	13	11	15	6	14	
3年生	23	12	16	13	11	15	6	
4年生	10	23	12	16	13	11	15	
5年生	21	10	23	12	16	13	11	
6年生	15	21	10	23	12	16	13	
計	97	95	85	90	73	75	71	

H29開校

(仮称)第二小学校		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
	1年生	16	21	19	20	13	12	15
2年生	16	16	21	19	20	13	12	
3年生	22	16	16	21	19	20	13	
4年生	20	22	16	16	21	19	20	
5年生	14	20	22	16	16	21	19	
6年生	23	14	20	22	16	16	21	
計	111	109	114	114	105	101	100	

H29開校

(仮称)第三小学校		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
	1年生	19	37	19	32	30	16	25
2年生	33	19	37	19	32	30	16	
3年生	29	33	19	37	19	32	30	
4年生	23	29	33	19	37	19	32	
5年生	30	23	29	33	19	37	19	
6年生	32	30	23	29	33	19	37	
計	166	171	160	169	170	153	159	

H30開校

# 久那土小学校 P T A 会則

昭和 37 年 2 月 1 日 一部改正  
昭和 39 年 4 月 1 日 同上  
昭和 46 年 4 月 1 日 同上  
昭和 48 年 4 月 1 日 同上  
昭和 51 年 4 月 1 日 同上  
昭和 53 年 4 月 1 日 同上  
昭和 54 年 4 月 1 日 同上  
昭和 58 年 4 月 1 日 同上  
昭和 61 年 4 月 1 日 同上  
昭和 63 年 4 月 1 日 同上  
平成 3 年 4 月 1 日 同上  
平成 10 年 4 月 1 日 同上  
平成 16 年 4 月 1 日 同上  
平成 20 年 4 月 1 日 同上  
平成 24 年 2 月 8 日 同上

## 第一章 総 則

- 第 1 条 この会は久那土小学校父母の会（久那土小 P T A）といい事務局を久那土小学校に置く。
- 第 2 条 この会は父母と教師が一体となり、子どもの幸福をはかることをもって目的とする。
- 第 3 条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 児童の補導
  - 2 学校施設の充実改善
  - 3 教育振興に関する講習会，研修会，懇談会等の開催
  - 4 学校における諸行事の参加協力
  - 5 その他本会の目的を達成するための事業
- 第 4 条 この会は教育を本旨とする民主的団体であって、他のいかなるものの支配や干渉を受けてはならない。

## 第二章 組 織

- 第 5 条 この会の会員は次のとおりとする。
- 1 久那土小学校に在学している子どもの父母，または、これに代わる者。
  - 2 久那土小学校に勤務する職員。
- 第 6 条 この会の下に学年 P T A を置く。その運営細則は別にこれを定める。

## 第三章 機 関

- 第 7 条 この会に次の機関を置く。
- 1 理事会
  - 2 執行部会
  - 3 会計監査委員会
  - 4 総会

第 8 条 執行部会は正副会長及び各専門部長をもって構成する執行機関で、必要に応じて会長これを召集し、その機能は次のとおりとする。

- 1 理事会で決定されたことの処理。
- 2 理事会に提出する原案の作成。
- 3 緊急事項の処理。

第 9 条 理事会は、正副会長及び理事をもって構成し、総会に次ぐ決議及び最高の執行機関で、必要に応じて会長これを召集し、その機能は次のとおりとする。

- 1 予算案、決算及び事業計画の審議と、その他総会に提出する議案ならびに報告書の作成。
- 2 役員を選出（会長、副会長、会計監査委員、各専門部長）
- 3 その他必要事項の処理。

第 10 条 この会に専門部を置く。（総務部、新聞部）

専門部は理事及び理事会において推薦された者をもって構成し、理事会の決定により具体的活動を推しすすめる。

第 11 条 会計監査委員は、この会計を監査し、総会に報告する。

第 12 条 総会は、この会の最高議決機関で、通常年 1 回これを開催し、必要と認めたとときは、理事会の議を経て臨時総会を開くことができる。

その機能は次のとおりとする。

- 1 会則の決定及び変更
- 2 役員承認
- 3 予算、決算承認、ならびに事業計画の決定
- 4 その他必要事項の審議、承認

#### 第四章 役員

第 13 条 この会に次の役員を置く。

- ・会長 1 名
- ・副会長 3 名（内 1 名は校長）
- ・理事 若干名
- ・執行部 若干名
- ・会計監査委員 3 名
- ・幹事 2 名（会長指名）

第 14 条 正副会長及び専門部長、会計監査委員は理事会において、会員中より選出し、総会において承認を得る。

第 15 条 理事は地区代表、各学年会長、各専門部正副部長、各専門部員、学校職員とし地区代表は地区毎に選出する。地区の区割りは別にこれを定める。

各学年会長は学年 P T A において選出する。

第 16 条 執行部は、会長、副会長、各専門部長とする。

第 17 条 会計監査委員は、理事会において、会員中よりこれを選出し、総会において、承認を得る。

第 18 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長 この会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
- 3 理事 理事会を構成し、会務を分掌する。
- 4 執行部 執行部会を構成する。
- 5 会計監査委員 会計監査委員会を構成する。
- 6 幹事 庶務、会計をつかさどる。

第 19 条 この会に顧問を置くことができる。

顧問は会長がこれを理事会にはかって委嘱する。

第 20 条 役員の仕事は 1 年とし、補選によるものは前任者の残任期間とする。ただし、

再任は妨げない。

## 第五章 会 計

第21条 この会の経費は、会費ならびにその他の収入をもってこれにあたる。

第22条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## 第六章 雑 則

第23条 本会の諸規定（慶弔、表彰、特別会計、その他）は別に設けるものとし、規定、制定、改廃については理事会の議決を経て、総会の承認を受ける。

## 第七章 付 則

第24条 この会則は、昭和31年4月30日より実施する。

内規 ①第四章で決められている役員の変更は、3月中に完了するものとする。

（正副会長、学年会長、地区理事、専門部長）

②学年会長は地区理事を兼ねてもよい。

③執行部役員は次の学年から選出する。

会長 : 新6年生保護者より選出

副会長（母親代表） : 新6年生保護者より選出

副会長 : 新5年生保護者より選出

総務部長 : 新4年生保護者より選出

新聞部長 : 新3年生保護者より選出

## 久那土小学校 P T A 慶弔規定

第 1 条 この規定は、会員相互の親交を図ることを目的とする。

第 2 条 会員・児童・学校職員及び会員・学校職員の同居の親、並びに配偶者が死亡した場合は、次の金額を香料として弔慰を表す。

- |                   |        |
|-------------------|--------|
| 1 会員・児童・学校職員の場合   | 5,000円 |
| 2 会員・学校職員の同居の親の場合 | 5,000円 |
| 3 会員・学校職員の配偶者の場合  | 3,000円 |

1 会員の場合は弔慰を贈る。

2 会葬者は、その都度、執行部が協議して決定する。

3 会員とは、特別の場合を除き、久那土小学校在学児童の父母及び久那土小学校在勤の教職員、当該年度 P T A 顧問をいう。

4 学校職員とは、久那土小学校在勤の教職員以外の職員をいう。

第 3 条 久那土小学校在勤の教師、及びそれに準ずる者の結婚に際しては、祝儀として、金 10,000円を贈るものとする。

第 4 条 会員・学校職員が、火災、水害等により、人体並びに家屋に著しい被害を被ったときは、その被害程度により、理事会において、金額と、その抛出方法を決定して、見舞いを贈るものとする。

第 5 条 会員・学校職員が、病気あるいは事故等により、長期療養（1ヶ月以上の入院）の場合は、見舞い金 3,000円を贈るものとする。

第 6 条 この規定の改廃は、理事会の承認を経て、総会の承認を受けるものとする。

### 付記

この規定は、昭和 55 年 4 月 1 日より適用する。

# 西島小学校PTA会則

## 第一章 総則

(名称)

第1条 この会は、西島小学校PTAと称し、事務局を西島小学校におく。

(目的)

第2条

この会は、西島小学校の保護者と教職員が協力して教育活動の充実を図るとともに、家庭と学校が教育の責任を分かち合い協力して子どもの健全な成長を図ることを目的とする。

## 第二章 事業

(事業)

第3条

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学校の学習環境の整備と充実
- 2 子どもと共に学ぶ活動
- 3 地域の教育力向上の推進
- 4 その他、会の目的にそった活動

## 第三章 組織

(会員)

第4条

この会は、西島小学校児童の保護者と教職員をもって構成する。

(本部)

第5条

本部は、執行部と学年部とで構成する。

(支部)

第6条

支部は、各支部毎に組織する。

(専門部)

第7条

専門部は、安全保健部と研修・広報部とで構成する。

## 第四章 役員

(役員)

第8条

この会に次の役員をおく。

1 本部

(1) 執行部

会長 1人

副会長 3人 (内1人は母親代表1人は校長)

※H24年度のみ4人とする。

幹事 2人 (庶務 会計・・・内1人は教頭)

(2) 学年部

学年委員長 各年1人 学年副委員長 各年1人

2 専門部

部長 1人 副部長 1人

3 支部

各支部に支部長 1人

4 その他

監査員 2人

(任期)

第9条

役員任期は1か年とし、再任は妨げない。

(任務)

第10条

役員任務は次の通りとする。

- 1 会長はこの会を総括代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代理する。
- 3 幹事は庶務・会計をつかさどる。
- 4 監査員は会計の監査にあたる。
- 5 学年委員長は学年会員を総括代表し、学年PTAの運営にあたる。学年副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時は代理する。
- 6 専門部長は各専門部を総括代表し、専門部活動の運営にあたる。副部長は部長を補佐し、事故ある時は代理する。
- 7 支部長は支部の会員を総括代表し、支部PTAの運営にあたりるとともに支部相互の連携・調整にあたる。

## 第五章 役員選出

(正副会長)

第11条

会長、副会長は、学校委員会で選出し総会で承認を得る。但し、校長は副会長となる。

- (学校委員)  
第12条 学校委員は正副学年委員長、専門部長、支部長で組織する。  
(監査員)  
第13条 監査員は5・6年委員長が兼ねることとし、会長が委嘱する。  
(学年)  
第14条 正副学年委員長は、学年PTAで選出する。  
(専門部)  
第15条 専門部員は学年副委員長が兼任する。但し、安全保健部員を奇数学年副委員長が、研修広報部員を偶数学年副委員長が兼任する。  
(支部)  
第16条 支部長は各支部PTAで選出する。  
(兼任)  
第17条 役員は会員より選出するものとし、会長、幹事を除き兼任することができる。  
(引き継ぎ)  
第18条 新役員選出までは旧役員が引き続きその任にあたる。

## 第六章 会議

- (総会)  
第19条 総会は年1回、4月に会長が招集し次の事項を審議決定する。  
1 役員承認  
2 事業及び決算報告承認  
3 事業計画及び予算承認  
4 会則の変更  
5 その他必要な事項  
(臨時総会)  
第20条 会長が必要と認めた場合、および委員の過半数または、会員の3分の1以上の要請があった場合は臨時総会を開催する。  
(学校委員会)  
第21条 学校委員会は正副会長、幹事、学校委員で構成し会長が招集する。委員会は総会の決定事項に基づき会の運営にあたる他、重要事項を協議処理する。  
(専門部会)  
第22条 専門部会は部長が招集し、専門部の運営・活動について協議する。  
(支部会)  
第23条 支部PTAは支部長が随時招集し、支部の運営・活動について協議する。  
(定数)  
第24条 各会議は原則として、過半数(委任状を含む)の出席により成立し、多数決を持って決する。  
(専決)  
第25条 緊急やむを得ない場合、会議を開くことなく会長が処理することができる。但し、事後に学校委員会及び総会の承認を得なければならない。

## 第七章 会計

- (経費)  
第26条 この会の経費は、会費、寄付、その他の収入を以て充てる。  
(会費)  
第27条 会費の額は総会で決める。  
(会計年度)  
第28条 この会の会計年度は、当該年度の4月1日より3月31日までとする。

### 付則

- 1 本会則は平成24年度4月1日より施行する。
- 2 会の細則は別にこれを定める。
  - ・専門部に関する事
  - ・慶弔に関する事

## 西島小学校PTA細則

(専門部)

- 第1条 専門部には、安全保健部・研修広報部をおく。
- 第2条 専門部は、児童の安全指導と保健・給食に関する事項と会員の研修の推進を図ることを目的とする。
- 第3条 専門部は、各学年で各部ごと次の委員を選出して構成する。  
(1) 安全保健部 1, 3, 5年保護者から 各1人  
(2) 研修・広報部 2, 4, 6年保護者から 各1人
- 第4条 専門部には各々、次の役員をおく。  
部長1人(高学年) 副部長1人(中学年) 幹事 若干名
- 第5条 専門部会の部長は、学校委員となる。
- 第6条 幹事は各々、教職員があたる。
- 第7条 専門部会は、部長が招集する。

## 西島小学校PTA慶弔規定

### 第一章 総則

第1条 本会の慶弔は、本規定により処理する。

第2条 本規定の適用を受けるものは、PTA会員及び配偶者、本校児童・並びに本校教育に直接関係のある役職の人とする。

### 第二章 死亡

第3条 会員（会員の配偶者も含む）死亡の場合は、本会より5,000円の香料と供物をおくり、本会代表並びに当該学年PTA代表が会葬する。

第4条 児童死亡の場合は、本会より5,000円の香料をおくり、本会代表並びに当該学年PTA代表が会葬する。

### 第三章 見舞

第5条 会員（会員の配偶者も含む）が災害を受け、または傷病などにより長期療養（1ヶ月以上にわたる療養）の際は、本会より5,000円の見舞いをおくる。

第6条 上記以外に天災等で見舞及び弔意の必要を認める場合は、正副会長で協議する。。

### 第四章 表彰 等

第7条 本会の正副会長が退任の際は、その功績をたたえ感謝状と記念品を贈る。

#### (内規)

- 1 町教育委員会、議会等で本校関係者死亡の場合は、本会代表が会葬し香料5,000円をおくる。
- 2 上記の者の配偶者死亡の場合は、会長が会葬し香料3,000円をおくる。
- 3 その他の関係者の場合は、内規に準じる。
- 4 この規定は、平成24年4月1日より適用する。

# 下部小中学校PTA会則

(慶弔規程は細則5)

## 第1章 総則

第1条 この会は「下部小中学校PTA」と称し、事務局を下部小学校、下部中学校に置く。

第2条 この会は、児童生徒の健全な成長を図るため、保護者と教職員が協力すると共に、地域と連携する中で、学校と家庭および地域における教育について相互に責任を分かち合い理解を深め振興を図ることを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために、この会は次の事業を行う。

- (1) 教育上の意見交換
- (2) 会員相互の研修
- (3) 教育環境の整備充実
- (4) 自然環境及び社会環境に対するボランティア
- (5) その他

第4条 本会の会員は、下部小中学校の児童生徒の保護者・教職員とする。

## 第2章 機関

第5条 この会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 執行部会
- (3) 評議員会
- (4) 学校部会
- (5) 専門部会
- (6) 学年部会
- (7) 地区委員会

第6条 各機関の構成は次の通りとする

1. 執行部会

会長、副会長、顧問、事務局で構成し、各種議定事項の運営執行に当たる。

2. 評議員会

執行部、学年正副部長、専門部長、教職員若干名で構成し、会の運営に必要な事項について審議する。

3. 学校部会

小学校部会、中学校部会で構成し、それぞれ必要な事項について審議する。

4. 専門部会

文化広報部、生活指導部、母親部で構成する。部員は学年正副部長が所属しこの会の目的を達成するために役割を分担する。

5. 学年部会

小学校・中学校の各学年に学年部会をおく。

6. 地区委員会

資源回収と地区教育懇談会の企画と運営にあたる。

### 第3章 役員

第7条 この会に、次の役員をおく

会長	1名	(中学校部会長を兼ねる)
副会長	3名	(小学校部会長と小中副部会長2名)
専門部長	3名	
学年部長	9名	
学年副部長	9名	
地区委員	<del>14名以上</del>	→ 各地区1名
監事(会計監査)	2名	
顧問	3名	(前会長と小・中学校長)
事務局	2名	

第8条 選任と任期

この会の顧問以外の役員は、全て会員の中から選任され、任期は1年とする。ただし再任は妨げない。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条に定める顧問と事務局は、評議員会で議し会長が委嘱する。

第9条 会長

会長は会を代表し、会務を遂行する。会長は評議員会で選出され総会で承認される。また、会長は中学校部会長を兼ねる。

第10条 副会長

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。選任は会長に同じとする。また、副会長は小学校部会長と小中の女性副部会長2名の3名とする。

第11条 専門部長

各専門部長は、部員の互選により選任する。

第12条 地区委員

地区委員は各集落ごとに1名選出する。資源回収と地区教育懇談会の計画立案と運営に当たる。また、災害等緊急時に必要に応じて学校と各集落との連絡調整に当たる。

なお、当面号入は以下のようにする。

1号入	栴代 岩欠 大炊平 山口 清沢 東組 宮の平
2号入	長塩 北川 五条 境畑 市之瀬日向 市之瀬日影 丸畑
3号入	昭和組 常葉日向 杉の木 竹ノ島 一色

**第13条 監事**

監事は会計監査を行う。各学校部会から1名を選出する。小学校部会は3年部長、中学校部会は2年部長がこれを務める。

**第14条 顧問**

顧問は会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。顧問は前会長と小・中学校長とする。

**第15条 事務局**

事務局は会長から委嘱された2名で構成。小学校部会、中学校部会それぞれから選任し、それぞれ隔年で事務局長を務める。もう1名は庶務・会計を担当する。

**第4章 会議**

**第16条 総会はこの会の最高決議機関で、会長が招集する。**

定期総会は年1回、4月～5月に開き次のことを行う。

- 1 会務の報告
- 2 会計監査の報告と承認
- 3 役員承認
- 4 本会の運営方針と事業計画の審議および予算承認
- 5 会則の改正
- 6 細則変更の報告
- 7 その他必要な事項

なお、会長の要請によって執行部が必要と認めた場合、臨時総会を開くことができる。

**第17条 評議員会は必要に応じて会長が招集する。この会は総会に次ぐ決議機関で、次のことを行う。**

- 1 総会に関する事項
- 2 総会より委任された事項の審議
- 3 細則の審議決定
- 4 その他必要事項

**第18条 執行部会は、必要に応じて会長が招集し、任務を遂行するために必要なことを審議執行する。**

**第19条 学年部会および専門部会は、会長承認のもと、部長が招集し任務遂行に必要なことを審議する。**

第20条 地区委員会は必要に応じ会長が招集し、任務を遂行するために必要なことを審議する。

## 第5章 会 計

第21条 この会の経費は会費および他の収入を持って充てる。

第22条 会費は1家庭年間1,500円とする。

第23条 この会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第24条 会計監査は、必要に応じて臨時に行うことができる。ただし、年度末には必ず行い、結果を総会に報告しなければならない。

## 第6章 補 則

第25条 この会の会則は  
(1)平成21年4月1日から実施する。

第26条 会則の改正は、評議員会によって発議され、総会で決議されなければならない。

第27条 学年部会、専門部会に関する事、その他必要なことは細則を設ける。細則は執行部会が提案し、評議員会で決議し、総会に報告しなければならない。細則の変更も同じである。

### 【 細 則 】

#### 1 学校部会について

部会長1名、副部会長1名(副部会長は女性とする)

#### 2 学年部会について

(1) 部長、副部長を1名ずつ選出する。内1名は女性とする。

(2) 各学年正副部長は次のように各専門部に所属する。

(小学校) 1年:生活指導・文化広報 2年:母親部・生活指導 3年:文化広報・母親部

4年:生活指導・文化広報 5年:母親部・生活指導 6年:文化広報・母親部

(中学校) 1年:生活指導・文化広報 2年:母親部・生活指導 3年:文化広報・母親部

#### 3 専門部会について

(1)文化広報部会

- ・会報の編集・発行
- ・教育講演会などの企画運営

(2)生活指導部会

- ・児童生徒の保健体育振興への協力
- ・児童生徒の校外における生活指導・登校指導
- ・児童生徒の家庭における生活充実のための調査、情報交換

(3)母親部

- ・母親部主催の学習会を開催
- ・牛乳パックの回収等、日常的な資源の再利用のための活動
- ・各学年の女性役員の中から6名が母親部に所属
  - ・原則として、小6 中3の女性役員は母親部に所属し、母親部部长(PTA事務局校)、副部长となる。
- ・県および地区の母と女性教職員の会の活動に協力
  - ・母親部部长が下部地区母と女性教職員の会会長となる。

4 専門部活動と学校行事との関わりについて

小学校・中学校それぞれの学校行事への協力については、各学校部会ごとに対応することとする。

5 慶弔に関すること

第1条 会員及び配偶者が死亡の場合は、弔慰金をおくり代表者が会葬する。

弔慰金は、5,000円

第2条 児童生徒が死亡した場合は、弔慰金をおくり代表者が会葬する。

弔慰金は、5,000円

第3条 本会会員が公的表彰、叙勲等を受けた場合、その他、慶弔に関し必要と認められた場合は、その都度執行部で協議する。

6 PTA特別会計に関すること

資源回収の収益金を小学校と中学校で折半し、それぞれの部会の特別会計とする。会計監査を行い総会で会計報告する。

□ 中学校部活動支援のため、次のことを内規とする。

(1) 小中体連主催の関東大会・全国大会出場について

① 関東大会に出場する部に対し、参加補助費として10,000円を補助する。

② 全国大会に出場する部に対し、原則として、必要総経費の4分の1に相当する額を補助する。

(2) (1)の②については、状況に応じてその都度協議することとする。

第22条は、平成23年4月28日に改正する。

細則3(3)は、平成24年4月23日に付加する。

細則2(2)は、平成24年8月29日に付加する。

第7条は、平成26年4月21日に改正する。

# 原小学校PTA会則

第1条 (名称) この会は、原小学校PTAといい、事務局を原小学校におく。

第2条 (目的) この会は、保護者と教師とが互いに協力し合って、児童の福祉を増進するために、自ら進んで研修に努め、教育と教育的環境をよくすることを目的とする。

第3条 (事業) この会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 会員相互の研修活動
- (2) 学校教育の理解と学校行事への参加・協力
- (3) 学校の教育的環境の充実の推進
- (4) 児童の校外生活の指導及び健康安全確保態勢の推進
- (5) 地域社会の教育的環境の整備・充実
- (6) その他、目的達成に必要なこと

第4条 (会員) この会の会員は、原小学校児童の保護者と現職教職員とする。

第5条 (組織) この会は、学校PTAと支部PTAを単位として組織し、この単位を基礎として活動内容別に専門部を組織する。

第6条 (役員) この会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長…理事会において選出し、総会で承認を受ける。
- (2) 副会長…3名(内1名は学校長、1名の女性は6年保護者より互選する)とし、理事会で選出し総会で承認を受ける。なお、選出については、別に内規を定める。
- (3) 理 事…理事は、本会役員、正副支部長、学年委員長と教職員とする。正副専門部長は、正副支部長・学年委員長が兼ねる。
- (4) 幹 事…2名(P-1名T-1名)とし、会長が委嘱する。
- (5) 監 事…2名とし、理事会において選出し、総会で承認を受ける。
- (6) 顧 問…総会において推薦し、その承認を受ける。

(単位PTA役員)

- \*学年PTA…委員長、副委員長、幹事、各1名を置く。正副委員長は、その学年の会員から選出し、幹事は学年担任が当たる。
- \*支部PTA…支部長、副支部長、各1名を置き、その支部会員の中から選出する。

第7条 (役員の仕事) 各役員は、次の任に当たる。

- \*会 長…会を代表し会務を統轄する。また、理事会を催し総会を召集する。
- \*副 会 長…会長を補佐し、会長に事故ある時は代行する。
- \*理 事…会務を審議し、その執行に当たる。
- \*監 事…会計の監査に当たる。

\*顧問…会務の指導助言に当たる。

\*委員長…学年PTAを代表し、会務を統轄し会を召集する。

\*副委員長…委員長を補佐し、委員長に事故ある時は代行する。

\*支部長…支部PTAを代表し、会務を統轄し会を召集する。

\*副支部長…支部長を補佐し、支部長に事故ある時は代行する。

第8条（任期） 役員の任期は、1か年とする。ただし、再任は妨げない。欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第9条（会議） この会に次の集会を置く。

(1) 総会…全会員により、年1回4月に開催する。役員の承認、予算、事業、決算、会則の改正、その他重要事項を審議決定する。

議長は会員の中から選出し、議事の議決は多数決とする。しかし、可否同数の時は議長が決定する。臨時総会は、会長が必要と認めた時、理事会の承認を得て開く。

(2) 正副会長会…正副会長、幹事により開き、理事会への提出議案、事業計画原案の作成を行う。

(3) 理事会…理事により、4. 9. 1月に開くほか、必要に応じて臨時に開き、正副会長の選出、事業計画の審議、総会提出の議案作成、緊急事項の代決（ただし、この場合、会員に事後承諾を求めることとする）等を行う。

(4) 専門部会…専門部員により、必要に応じて開く。

(5) 学年PTA…4. 7. 12. 3月に開く他、必要に応じて開くことができる。

(6) 支部PTA…7. 3月に開く他、必要に応じて開くことができる。

第10条（経費） この会の経費は、会費事業収益等の収入金その他をもって充てる。

第11条（細則、付則） この会の細則は別に定める。昭和24年4月26日より施行する。

(1) 昭和35年 4月19日 一部改正

(2) 昭和41年 4月 9日 //

(3) 昭和44年 4月10日 //

(4) 昭和61年 4月13日 //

(5) 昭和64年 4月14日 //

(6) 平成 4年 4月19日 //

(7) 平成10年 4月18日 //

(8) 平成11年 4月17日 //

(9) 平成12年12月 8日 //

(10) 平成23年 4月27日 //

(11) 平成26年 4月25日 //

## 原小学校PTA弔慰規定

- 第1条 原小学校PTAの弔慰規定を次のとおり定める。
- 第2条 本会の会員死亡の際は香料5,000円をおくり、本会を代表して、正副会長が葬儀に参列し弔意を表す。
- 第3条 原小学校児童が死亡の場合は香料5,000円をおくり、本会を代表して、会長および当該学年委員長が葬儀に参列し弔意を表す。
- 第4条 原小学校児童が傷病等により1か月以上にわたる療養の際は、3,000円の見舞いをおくる。
- 第5条 本会の会員が傷病等によって1か月以上にわたる療養の際は、3,000円の見舞いをおくる。
- 第6条 本会の役員が父母死亡の際は香料3,000円をおくり、本会を代表して会長が葬儀に参列し弔意を表す。
- 第7条 本会の会員が天災等により、被害甚大なる時は、5,000円の見舞いをおくる。
- 第8条 規定に定められていない場合で、特に弔意の必要を認める場合は、正副会長会において審議し決定する。
- 第9条 本規定の改廃は理事会で決定する。
- 第10条 本規定は昭和44年4月1日に定める。
- |       |     |     |      |
|-------|-----|-----|------|
| 昭和51年 | 4月  | 1日  | 一部改正 |
| 平成5年  | 4月  | 12日 | 〃    |
| 平成8年  | 4月  | 20日 | 〃    |
| 平成12年 | 12月 | 8日  | 〃    |
| 平成14年 | 4月  | 26日 | 〃    |
| 平成19年 | 4月  | 20日 | 〃    |

# 下山小学校PTA会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、下山小学校PTAと称し、事務局を下山小学校に置く。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、児童の福祉を増進し、教育の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校教育の振興
- (2) 会員相互の研修
- (3) 家庭教育、社会教育の向上
- (4) 教育環境の整備充実
- (5) 他町村、峡南、県PTAとの連絡調整
- (6) その他、目的達成に必要なこと

## 第2章 組 織

(会 員)

第4条 本会は、下山小学校の保護者、教職員及び賛同者をもって組織する。

(本 部)

第5条 本会は、執行部、学年部、専門部で構成する。

(専門部)

第6条 専門部には、保健体育部会、広報部会をおく。

## 第3章 役 員

(役 員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	2名 (校長を含む)
学年委員長	6名
学年副委員長	6名
専門部長	2名
専門部副部長	2名
幹 事	4名 (教頭を含む)
監 事	2名

(任 期)

第8条 役員の任期は1年とし、補選によるものは前任者の残留期間とする。ただし、再任は妨げない。

(任 務)

第9条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会議を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
- (3) 学年委員長は、学年会員を統括し、学年PTAの運営にあたる。
- (4) 学年副委員長は、学年委員長を補佐し、委員長に事故ある時はこれに代わる。
- (5) 専門部長は、各専門部を総括し、専門部活動の運営にあたる。
- (6) 専門部副部長は、部長を補佐し、事故ある時はこれに代わる。
- (7) 幹事は、会長の命を受けて庶務会計を行う。
- (8) 監事は、会計の監査を行う。

(役員を選出)

第10条 本会の役員は、次のようにして選出する。

- (1) 会長及び副会長は原則として幹事から選出し、総会の承認を得るものとする。  
前年度5年幹事が会長、前年度4年幹事が副会長となる。
- (2) 学校長は副会長になるものとする。
- (3) 学年委員長、副委員長は、学年部で選出する。
- (4) 専門部員は、正副学年委員長が兼任する。ただし、保健体育部員を学年委員長が、  
広報部員を学年副委員長が兼任する。各部の正副部長は、各専門部で協議し決定  
する。
- (5) 幹事は、3年・4年・5年から各1名選出し、総会の承認を得るものとする。  
ただし、3年幹事は女性を選出するものとする。また、教頭は幹事となる。
- (6) 監事は、執行部会で選出し、総会の承認を得るものとする。

(顧 問)

第11条 本会発展のため、会長の委嘱により顧問を置くことができる。

## 第4章 会 議

(会議の種類)

第12条 本会に、次の会議を置く。

総会、執行部会、専門部会、学年部会

(総 会)

第13条 総会は、年1回開き、必要に応じて臨時に開くことができる。総会においては、会則の変更、予算決算の承認、執行部役員及び監事の承認、事業計画並びにその他必要な事項について審議する。

(執行部会)

第14条 執行部会は、会長、副会長、幹事をもって構成し、総会に次ぐ議決機関であり、会長の召集により必要に応じて開き、必要な事項について審議する。

(専門部会)

第15条 専門部会は部長が随時招集し、専門部の運営と活動、本部との連絡協力について協議する。専門部会についての細則は別に定める。

(学年部会)

第16条 学年部会は毎学期1回以上学年委員長が招集し、学年の運営や学年行事について協議す

る。

(専 決)

第17条 緊急やむを得ない場合、会議を開くことなく会長が処理することができる。ただし、事後に執行部会及び総会に報告しなければならない。

## 第5章 会 計

(経 費)

第18条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会 費)

第19条 この会の会費は、年額2,400円とする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 補則

(慶弔規程)

第21条 この会に慶弔規程を定め、細則は別に定める。

## 第7章 附則

第22条 本会会則は平成23年4月1日より実施する。

# 下山小学校PTA専門部細則

会則第15条に定める必要な細則を次のとおり定める。

- 1 専門部会には、保健体育部会、広報部会をおく。
- 2 専門部会の事業は次の通りとする。
  - ①保健体育部会  
保健体育部会は、児童や会員の保健ならびに体育振興を図る。
  - ②広報部会  
広報部会は、広報紙の発行を通して、教育に関する情報伝達、意見交換を図る。
- 3 専門部会の事業計画は、各部会で決定する。
- 4 専門部会は、各学年から選出された部員と学校職員で構成する。ただし、部員は正副学年委員長が兼任する。保健体育部員を学年委員長が、広報部員を学年副委員長が兼任する。
- 5 専門部会には、それぞれ次の役員をおく。  
部長 1名 副部長 1名 幹事 1名 (学校職員)
- 6 正副部長は、各専門部会で協議し決定する。任期は1年とする。
- 7 幹事は、学校職員があたる。
- 8 専門部会は、必要に応じて開催する。

この細則は、平成23年4月1日より実施する。

# 慶弔規定

## 下山小学校PTA

### 第1章 総則

第1条 下山小学校PTA会則21条に基づく本会の慶弔は、この規程により処理するものとする。

第2条 この規程の適用を受ける範囲は、下山小学校PTA会員及び下山小学校児童ならびに下山小学校の教育に直接関係のある役職の人とする。

### 第2章 死亡

第3条 会員の場合は、香料5千円を霊前にささげ、正副会長及び学年委員長が会葬する。

第4条 児童の場合は、香料5千円を霊前にささげ、正副会長及び当該学年委員長が会葬する。

第5条 下山小学校の教育に関係のある役職の人の場合は、前条までを参考にして執行部会にはかり会葬する。

### 第3章 表彰

第6条 下山小学校の振興またはPTAの発展に特別に功労のあった者、および団体は、執行部会にはかり、感謝状と記念品を贈り謝意を表す。

### 第4章 附則

第7条 この規程以外のことについては、執行部または役員会にはかり執行する。

この規程は、平成23年4月1日より実施する。

# 身延小学校PTA会則

## 第一章 総 則

(名 称)

第1条 この会は身延小学校PTAといい、事務所を身延小学校校内に置く。

(目 的)

第2条 この会は身延小学校の父母と教職員の相互協力により、学校運営の円滑、教育の充実をはかると共に、学校、家庭、社会の各分野において児童生徒の環境を浄化、向上し、その健全な成長をはかることを目的とする。

## 第二章 事 業

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 学校教育の振興
2. 家庭教育の向上
3. 社会教育への協力
4. その他必要な事業

## 第三章 組 織

(会 員)

第4条 この会は身延小学校児童の保護者と教職員を会員とする。

(本部、支部)

第5条 この会に本部と支部をおく。支部は、各地区毎に設ける。

(本部)

第6条 本部は、執行部と学年部（専門部）とで構成する。各学年は、学年PTAを組織する。

(専門部)

第7条 専門部には、広報部、保健体育部をおく。

(特別機関)

第8条 運営上必要があるときは、特別の専門機関（小委員会等）を総会又は役員会の決議により設けることができる。

## 第四章 役 員

(役 員)

第9条 この会に次の役員をおく。

### 1. 本 部

- (1) 執行部 会長 1名、  
副会長 5名（男女各2名、1人は校長）、  
幹事2名（会計1名庶務1名…内1人は教頭とする）
- (2) 学年部 学年委員長・学年副委員長各6名
- (3) 専門部 それぞれの専門部に、部長・副部長各1名
- (4) その他 監査員2名（5・6年学年委員長とする）、顧問1名

### 2. 支 部

各支部に支部長をおき、その中から支部長会長、副支部長会長を選出する。

(任期)

第10条 役員の任期は1か年とするが、重任を妨げない。補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

(任務)

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は会を総括代表する。
2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは予め定めた順位によりこれを代理する。
3. 理事は会の運営にあたる。
4. 幹事は庶務会計を掌る。
5. 監査員は会計の監査にあたる。
6. 学年委員長は学年会員を代表総括し学年PTAの運営にあたる。
7. 学年副委員長は委員長を補佐し、事故ある場合その任を代行する。
8. 専門部長は各専門部を総括代表して部活動の運営にあたる。副部長は部長を補佐し、事故ある場合その任を代行する。部員は部の活動にあたる。
9. 支部長は支部の会員を総括代表し、支部PTAの運営にあたると共に補導部員を兼ねる。
10. 支部長正副会長は支部相互の連絡・調整に当たる。

(顧問)

第12条 本会は総会において顧問を推薦することができる。

## 第五章 役員選出

(正副会長)

第13条 会長、副会長は理事会で選出し、総会の承認を得る。

(理事)

第14条 理事は正副学年委員長、正副支部長会長がこれを兼ねる。

(監査員)

第15条 監査員は理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。

(学年)

第16条 正副学年委員長は、学年PTAでそれぞれ選出する。

(専門部)

第17条 専門部員は、正副学年委員長が兼任する。ただし、保健体育部員を学年委員長が、広報部員を学年副委員長が兼任する。各部の正副部長は、各専門部で協議し決定する。

(支部)

第18条 支部長は、各支部PTAで選出する。支部は必要に応じて役職を設けることができる。

(兼任)

第19条 役員は、会員中より選出するものとし、会長、幹事を除き兼任することができる。

(引継)

第20条 新役員選出までは旧役員が引き続きその任にあたる。

## 第六章 会議

### (総会)

第21条 総会は年1回、4月に会長が招集し次の事項を審議決定する。

1. 第13条による役員承認
2. 事業および決算報告の承認
3. 事業計画および予算の承認
4. 会則の変更
5. その他必要な事項

### (臨時総会)

第22条 会長が必要と認めた場合、および理事の過半数又は会員の3分の1以上の要請があった場合は臨時総会を開催する。

### (理事会)

第23条 理事会は正副会長、幹事、理事で構成し、会長が随時招集する。理事会は総会の決議事項にもとづき会の運営にあたる他、重要事項を処理する。

### (役員会)

第24条 役員会は全役員で構成し年1回以上会長が招集する。役員会は、事業計画案、会則改正案等重要案件の審議にあたる。

### (学年会)

第25条 学年会は毎学期1回以上学年委員長が招集し、授業参観や学年の運営等につき協議実施する。

### (専門部会)

第26条 専門部会は部長が随時招集し、専門部の運営と活動、本部との連絡協力について協議する。

### (支部会)

第27条 支部PTAは支部長が随時招集し、支部の運営と活動、本部との連絡協力につき協議する。

### (定数)

第28条 各会議は原則として、過半数(委任を含む)の出席により成立し、多数決を以て決する。

### (専決)

第29条 緊急やむを得ない場合、会議を開くことなく会長が処理することができる。但し、事後に役員会および総会の承認を得なければならない。

## 第七章 会計

### (経費)

第30条 この会の経費は、会費、寄付、その他の収入を以て充てる。

### (会計年度)

第31条 この会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### (会費)

第32条 会費の額は毎年総会で決める。

### (会員寄付)

第33条 会員に対する寄付募集その他保護者の負担を伴う事業は必ず総会又は役員会の承認を得て行うものとする。

## 附 則

1. 本会則は平成22年度より施行する。

# 身延小学校PTA慶弔規程

## 第一章 総 則

第1条 本会の慶弔は、本規定により処理する。

第2条 本規定の適用を受けるものは、PTA会員および教職員の配偶者・本校児童・ならびに本校教育に直接関係のある役職の人とする。

## 第二章 死 亡

第3条 会員の場合は、香料5,000円と供物を霊前に捧げ、会長・該当学年委員長・校長・教頭および担任が会葬する。

第4条 教職員の配偶者の場合は、香料5,000円と供物を霊前に捧げ、会長・教職員が会葬する。

第5条 本校児童の場合には、香料5,000円を霊前に捧げ、会長・該当学年委員長・教職員が会葬する。

第6条 本校教育に関係のある役職の人の場合は、前条の規定を参考にして、執行部会にはかり会葬する。

## 第三章 見 舞

第7条 会員ならびに本校教育に関係のある役職の人が災害を受け、または長期療養（入院10日以上）の場合は、その状況により、執行部会にはかり見舞う。

## 第四章 表 彰

第8条 会長退任の場合は、記念品を総会において贈呈する。

第9条 教職員の転退職の場合は、餞別5000円を贈呈する。

第10条 本校教育振興または、PTAの発展に特別の功労のあった者および団体は執行部会にはかり、記念品を贈呈し謝意を表する。

## 附 則

1 この規定以外のことについては、執行部会にはかり執行する。

2 この附則は、平成22年4月1日より執行する。

## 大河内小学校 P T A 専門部規定

(会則第7条)

第1条 部員の構成は、正副会長が協議して決定する。

第2条 各専門部の事業は次の通りとする。

- (1) 総務部は各専門部・支部・学年 P T A の連絡調整にあたり、P T A 活動の円滑化を図ると共に、会員の教養研修等の諸活動にあたる。
- (2) 環境部は学校環境の整備改善及び児童をとりまく地域環境への配慮につとめる。
- (3) 安全体育部は児童の交通安全及び校外生活指導にあたり、会員も含めた保健ならびに体育振興をはかる。

第3条 専門部の事業計画は各部会で決める。

付 則 本規定は昭和49年4月27日より施行する。

本規定は平成12年12月2日 一部改正

## 大河内小学校 P T A 慶弔規定

### 第一章 総則

- 第 1 条 P T A 会則付則第 1 項に基づく本会の慶弔は本規定により処理する。
- 第 2 条 本規定の適用を受ける者は P T A 会員と教職員及び配偶者・父母・本校児童ならびに本校の教育に直接関係のある役職のある人とする。

### 第二章 死亡

- 第 3 条 正副会長ならびに本校職員の場合は香料 10,000 円を霊前に捧げ、正副会長及び近隣関係役員が会葬する。
- 第 4 条 会員の場合は香料 10,000 円を霊前に捧げ、正副会長が会葬する。
- 第 5 条 本校児童の場合は香料 10,000 円を霊前に捧げ、正副会長が会葬する。
- 第 6 条 本校の教育に関係する役職の人の場合は前条までを参考にして、本部会にはかり会葬する。

### 第三章 見舞い

- 第 7 条 会員または教職員、ならびに本校の教育に関係のある役職の人が災害を受け、または長期療養をした場合はその状況により本部会にはかり見舞う。

### 第四章 表彰

- 第 8 条 正副会長・幹事退任の場合は、記念品を総会において贈呈し、謝意を表する。
- 第 9 条 教職員の転出または退職の場合はその在籍年数に応じて、次の通りに記念品を贈呈して謝意を表する。

在職年数 1 年の場合 2,000 円

以後 1 年増すごとに 1,000 円

校長・教頭の場合は本部会にはかり決定する。

- 第 10 条 本校教育の振興または P T A の発展に特別功勞のあった者及び団体は理事会にはかり、感謝状と記念品を贈呈し謝意を表する。

### 付 則

- 1 この規定以外のことについては本部会及び理事会にはかり執行する。
- 2 この規定は昭和 51 年 4 月 3 日より施行する。
- 3 本規定は平成 10 年 4 月 18 日 一部改正
- 4 本規定は平成 11 年 4 月 17 日 一部改正
- 5 本規定は平成 19 年 4 月 20 日 一部改正

(仮称)身延町立第一小学校関係

久那土小学校校歌

作詞 向山房恵  
作曲 坂口五郎

一  
うち見れば富士の神山  
そびゆるところ  
山峡の南にありて  
その名ゆかしき  
我が里久那土

二  
朝夕に流れつきせぬ  
三沢の川辺  
さながらに幾世伝えて  
我が学び舎は  
尊くたてり

三  
いざ友よ進む文化に  
知徳をみがき  
心をも身をもきたえて  
その山川と  
御祖に応えん

西島小学校校歌

作詞 佐野聡彦  
作曲 入倉 栄

一  
山紫に水あおき  
流れの岸に陽は映えて  
歴史は古く夢若き  
文化花咲く学園に  
集うわれらに幸ぞあれ

二  
朝に仰ぐ霊峰の  
浄く崇高を心とし  
自学自習の校風に  
胸ふくらませ勇みたつ  
学ぶ母校に誉れあれ

三  
高らかに鳴る黎明の鐘  
大空高く光り飛び  
世界の海へ雲流る  
われらの意気は天をつく  
集う母校に希望あれ

(仮称)身延町立第二小学校関係

下部小学校校歌

作詞 向山房恵  
作曲 坂口五郎

一 夢の国かと思ふほど  
きれいな山にいだかれて  
私たちの学舎は  
りりしく立つよこの丘に

二 析代の流れ常葉川  
幾千年も変わりになく  
私たちの守りとも  
清く正しくなごやかに

三 下部湯煙り白い雲  
若い瞳は輝いて  
今に大きく伸びてゆく  
楽しゆかしいわが母校

原小学校校歌

作詞・作曲 馬場正臣

一 原に生い立つ若草は  
恵みのつゆにはぐくまれ  
朝な夕なをすくよかに  
伸びゆく幸を歌うなり

二 流れてやまぬ富士川や  
のろしに名あるからす森  
ものみな日々の鑑なり  
学びの道をいそしまん

下山小学校校歌

作詞 米山愛紫  
作曲 保坂梅芳

一 南に開く山峡を  
流れて清き富士川の  
岸辺の村に生い立ち  
銀杏そびゆる城跡に  
学ぶ下山我が母校

二 歴史は古く夢若く  
文化の花の咲きにおう  
平和の郷土のあけくれに  
大き希望に胸もえて  
伸びる下山我が母校

三 誠の道をたどりつつ  
正しく強くほがらかに  
羽ばたく明日の大空へ  
雲は世界へ流れゆく  
誇れ下山我が母校

(仮称)身延町立第三小学校関係

身延小学校校歌

作詞 岡本諄三  
作曲 山口保治

一  
身延の朝の鐘の音は  
あかるくいつもしわやかだ  
心はずかに聞きいれば  
大きい希望がわいてくる  
みんな楽しくほがらかに  
身延小学校われらは学ぶ

二  
波木井の流れ行く水に  
力をみがきちえをねり  
あおぐたかとり山の雲  
こえゆく平和のはとなれ  
みんな元気にすくやかに  
身延小学校われらは伸びる

三  
歴史にかおるさとよ  
み法の山のふもとじの  
町に育ったくましく  
きれいな夢さく明日の日へ  
みんななかよく手をたぎ  
身延小学校われらはげむ

大河内小学校校歌

作詞 成瀬左千夫  
作曲 京島信

一  
のぞみを胸にふくらめて  
指さすかなた白い雲  
あつ石と語り合はう  
大河内のまなびやは  
夢をいくつも抱いては

二  
足並みかるくひびかせて  
見かわすひとみはずむうた  
流れも尽きぬ富士川は  
大河内のまなびやに  
ひらく未来を告げている

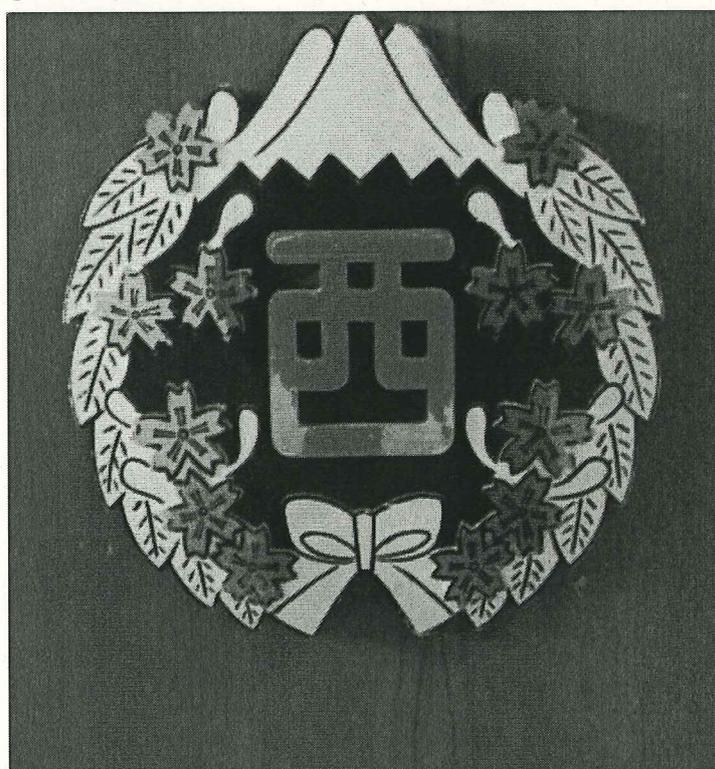
三  
とうとい教え輝いて  
み山の光つづく道  
さみどりにおうそよ風に  
大河内のまなびやは  
日ざしいっぱいはねている

(仮称)身延町立第一小学校関係

○ 久那土小学校



○ 西島小学校

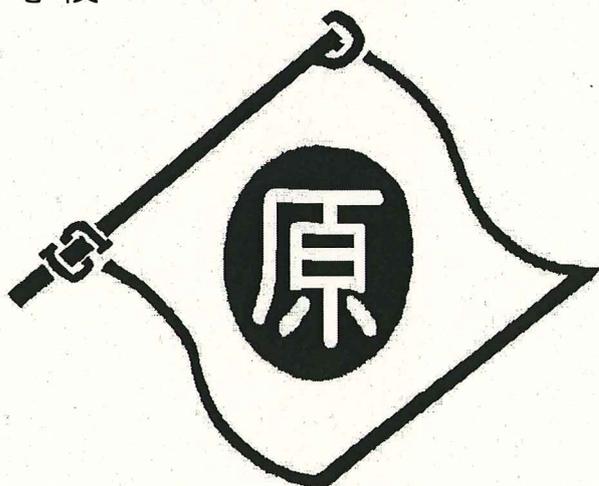


(仮称)身延町立第二小学校関係

○ 下部小学校



○ 原小学校

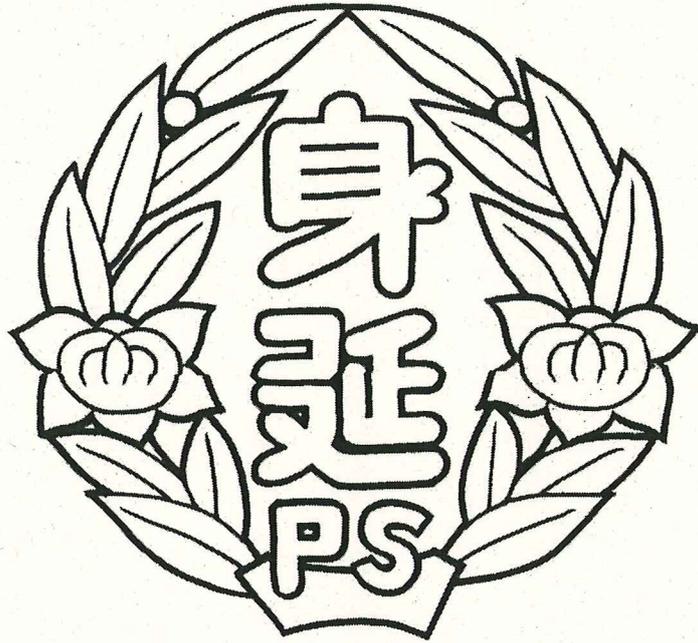


○ 下山小学校



（仮称）身延町立第三小学校関係

○ 身延小学校



○ 大河内小学校



(仮称)身延町立第一小学校関係

○ 久那土小学校



○ 西島小学校



(仮称)身延町立第二小学校関係

○ 下部小学校



○ 原小学校



○ 下山小学校



(仮称)身延町立第三小学校関係

○ 身延小学校



○ 大河内小学校

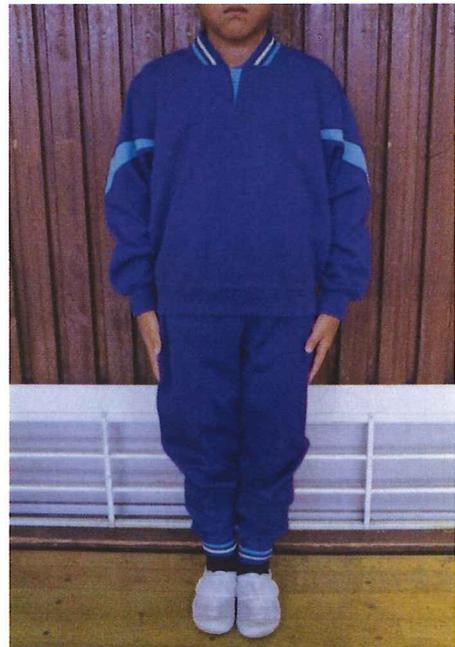


(仮称)身延町立第一小学校関係

○ 久那土小学校

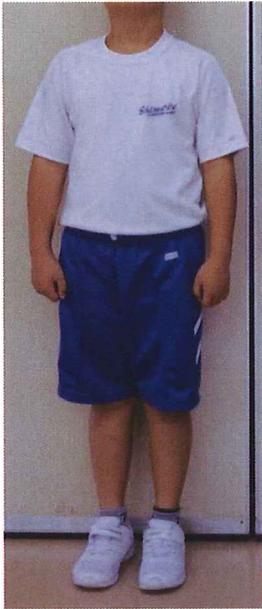


○ 西島小学校



(仮称)身延町立第二小学校関係

○ 下部小学校



○ 原小学校

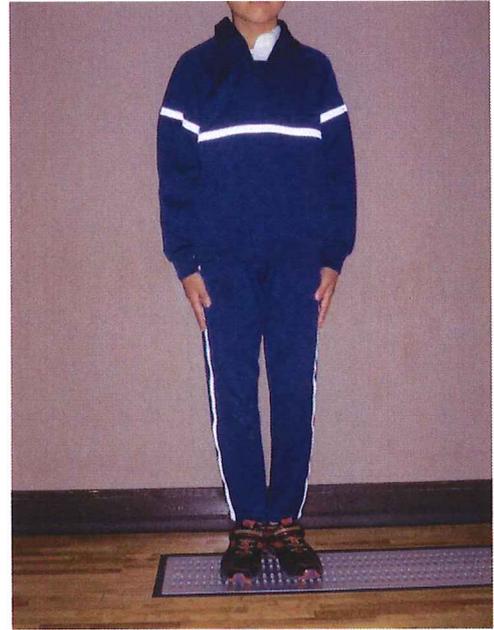


○ 下山小学校

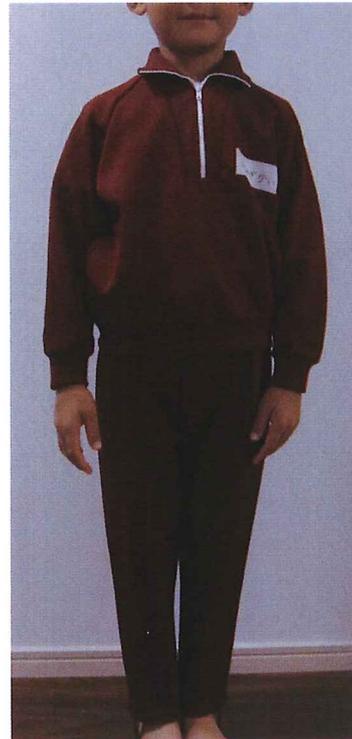


(仮称)身延町立第三小学校関係

○ 身延小学校



○ 大河内小学校



## 体育着価格

		冬用		夏用		合計
		長袖	長ズボン	半袖	短パン	
(仮称)第一小学校	久那土小学校	3,150円	3,150円	1,750円	2,050円	10,100円
	西島小学校	4,500円	3,600円	2,100円	2,650円	12,850円
		4,550円	3,930円	1,950円	2,690円	13,120円
(仮称)第二小学校	下部小学校	3,660円	3,100円	1,850円	2,050円	10,660円
	原小学校	4,180円	3,380円	2,500円	2,400円	12,460円
	下山小学校	4,990円	4,360円	2,490円	2,950円	14,790円
(仮称)第三小学校	身延小学校	5,150円	4,950円	2,420円	2,500円	15,020円
	大河内小学校	3,990円	3,990円	1,890円	2,500円	12,370円

注1 表内の価格は、取扱い店で販売している「M」又は「～170cm」の価格

注2 価格は、消費税込の価格

注3 西島小価格は、上段がファッションプラザちの価格、下段が日之出屋商店価格

## 販売店

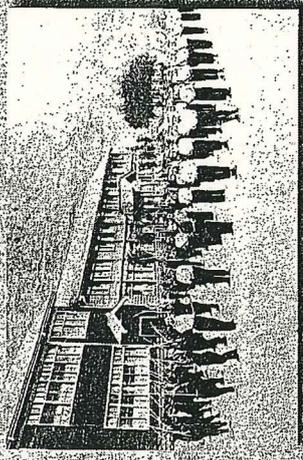
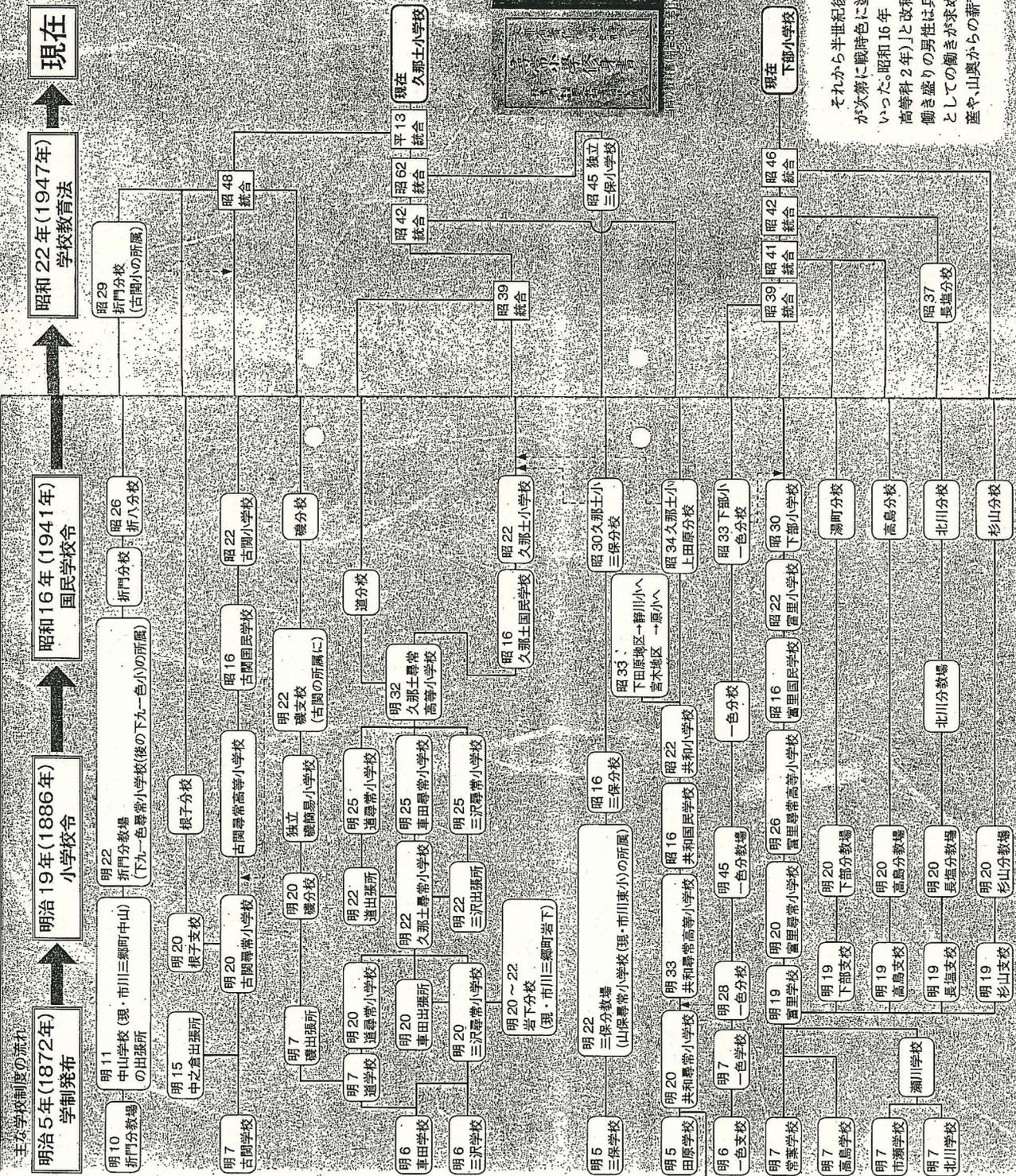
(仮称)第一小学校	久那土小学校	ファッションプラザちの(市川三郷町岩間)
	西島小学校	ファッションプラザちの(市川三郷町岩間) 日之出屋商店(身延町西嶋)
(仮称)第二小学校	下部小学校	モード伊藤(身延町常葉)
	原小学校	ファッションプラザちの(市川三郷町岩間)
	下山小学校	うらしまや(身延町下山)
(仮称)第三小学校	身延小学校	梅田屋呉服店(身延町梅平)
	大河内小学校	もーどえぎやらりーいわさ(身延町角打) 丸京呉服店(身延町角打) 梅田屋呉服店(身延町梅平) 仙洞田洋品店(身延町身延)



特集

学校の移り変わり140年

～小学校編～



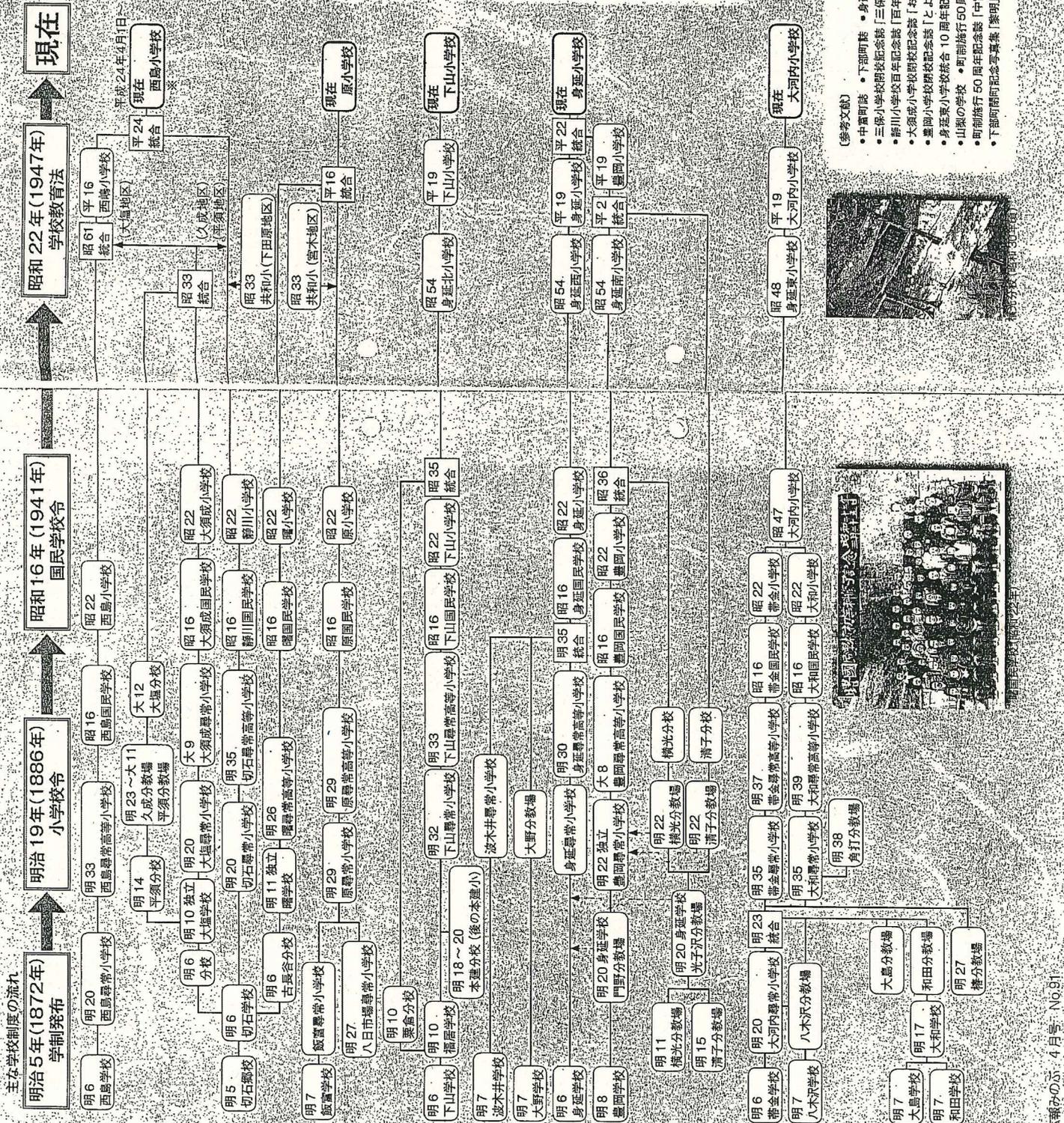
日本の近代的な学校教育制度は、今から140年前の明治5年(1872年)明治新政府が「学制」を頒布したことから始まった。

それ以前は、医師や僧侶などの有識者が私塾の塾を開いて庶民の年少者に読書・習字・算術などを教えていた(寺子屋)。そのため、学制によって新たに作られた学校も、その私塾の流れをくんでいるものが多かった。例えば「西島学校」は、この地に招かれて子どもたちに読み書きを教えていた川上凌氏がその創立に尽力し、初代校長となった。(川上氏は、幕末の尊王攘夷運動にも参加していた元水戸藩浪士。(広報みの平成21年4月号・No.56)を参照))

現在のような交通機関も舗装された道路もない時代である。多くの分校場や分校ができた。当初は寺院などを間借りして授業が行われていたが、新しく校舎が建設されるようになり、次第に「学校」としての形が整えられていった。

明治19年(1886年)、「尋常小学校(修行业年限は初め4年、後に6年)」と「高等小学校(修業年限は初め4年、後に2年)」が設置され、間もなく多くの尋常小学校が高等科を併設した「尋常高等小学校」となった。

それから半世紀後の昭和12年(1937年)、日中戦争が始まると、日本全体が次第に戦時色に塗り替えられていき、それは教育現場にも影を落としていった。昭和16年(1941年)、尋常高等小学校は「国民学校(初等科6年・高等科2年)」と改称された。折りしも大東亜戦争(太平洋戦争)開戦の頃、働き盛りの男性は兵士として出征していき、幼い子どもたちにも「少国民」としての働きが求められた。学業は二の次となり、校庭を開墾しての食料増産や、山奥からの薪背負い、竹やり軍事訓練などが行われた。



終戦後の昭和22年(1947年)、新しい制度における「小学校」と「中学校」が始まった。真しくも平和な時代が訪れ、学校は大勢の子どもたち(第1次ベビーブーム)の笑い声に包まれていった。

そして、さらに半世紀以上が過ぎた現在、今度には急激な少子高齢化の波が日本を襲い、全国各地で学校の統合が進んでいる。

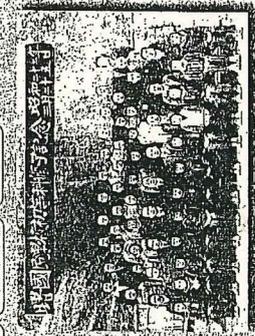
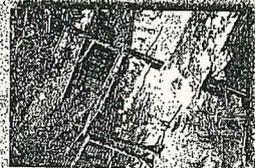
身延町の学校も、時代の移り変わりと共に名前や場所を変え、統合を繰り返してきた。業立っていった多くの卒業生たちの思いは、その学校がたどってきた歴史と一緒に、これからも校舎の中で子どもたちを見守り続けていくことだろう。

備考

※「にしじま」の地名  
 ・南北朝時代(14世紀)の文書に「西嶋」の記載有り  
 ・西嶋村(江戸時代～明治22年)  
 ・中野町西島(昭和22年～昭和29年)  
 ・身延町西嶋(平成16年～現在)  
 「島」と「嶋」は基本的に同じ意味。  
 (ただし常用漢字は「島」)  
 どちらの漢字も村名・大字名として使われていたため、現在までの資料をもとにできる限りの整理をしてみました。例えば「分教場」「分校」「支校」の区別、複設の資料による年代のズレなど、不確かな点が多々あり、完全な図とはなっておりません。ご承知ください。

(参考文献)

- ・中野町誌
- ・下野町誌
- ・身延町誌
- ・古野小学校閉校記念誌「ほたぎ」
- ・三保小学校閉校記念誌「三保の里」
- ・原小学校百年記念誌「百年のあゆみ」
- ・静川小学校百年記念誌「百年の歩み しずかわ」
- ・西島小学校創立100周年記念誌
- ・大徳成小学校閉校記念誌「おおくさなり」
- ・腰小学校閉校記念誌「あけぼの125年の軌跡」
- ・豊岡小学校閉校記念誌「とよおか」
- ・共和専常高等小学校閉校記念誌「みのぶひがし」
- ・身延東小学校閉校10周年記念誌「みよのぶひがし」
- ・山梨の学校
- ・町制施行50周年・閉校記念誌「身延、源と」
- ・町制施行50周年記念誌「中野町50年の軌跡」
- ・下野町閉校記念誌「黎明」
- ・身延町地名大辞典 19 山梨県



# 平成16年度以降の山梨県内における学校統合の事例

年度	市町村名	統合事例	校名	校章	校歌	備考
平成16年度	北杜市	増富中を廃校し、須玉中に統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	
平成16年度	身延町	曙小を廃校し、原小に統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	
平成17年度	甲府市	春日小・相生小・穴切小を廃校し、春日小を増改築し舞鶴小を新設。	新設	募集して決定	「THE BOOM」の宮沢氏に依頼【統合後 発表】	
平成18年度	大月市	梁川中を廃校し、富浜中に統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	
平成19年度	山梨市	堀之内小を廃校し、八幡小に統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	
平成20年度	大月市	浅利小・畑倉小を廃校し、大月東小に統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	
平成20年度	大月市	七保中を廃校し、猿橋中に統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	
平成20年度	上野原市	桐原中・西原中を廃校し、上野原中に統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	
平成20年度	甲府市	上九一色小を廃校し、中道南小に統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	
平成21年度	大月市	上和田小・瀬戸小を廃校し、七保小に統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	
平成21年度	上野原市	平和中・巖中を廃校し、巖中の場所に上野原西中を新設	新設	検討委員会を立ち上げ、平成21年度中に作成予定。		
平成22年度	身延町	豊岡小を廃校し、身延小と統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	
平成22年度	大月市	笹子小を廃校し、初狩小と統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	
平成22年度	富士川町	五開小を廃校し、鯉沢小と統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	
平成22年度	笛吹市	芦川中を廃校し、浅川中と統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	

# 平成16年度以降の山梨県内における学校統合の事例

年度	市町村名	統合事例	校名	校章	校歌	備考
平成23年度	身延町	下山中を廃校し、身延中と統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用 (歌詞を一部変更)	
平成23年度	大月市	宮谷小を廃校し、猿橋小と統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	
平成23年度	大月市	梁川小を廃校し、鳥沢小と統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	
平成23年度	富士河口湖町	精進小を廃校し、勝山小と統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	
平成23年度	甲府市	富士川小と琢美小が統合し、善誘館小を新設 校舎は琢美小を使用	新設校設置推進委員会を設置し検討	全国公募262点の中から決定。	甲府市出身のシンガソン グラフィター 伸太郎によつて作詞・作曲された。	
平成23年度	上野原市	大目小・甲東小・沢松小・四方津小を廃校し上野原西小を新設 校舎は四方津小を使用	新設	大目・甲東・四方津・沢松小に通う児童(保護者合作OK)から公募	四方津小学校の校歌を一部変更し使用	
平成23年度	富士河口湖町	上九一色中を廃校し、勝山中と統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	
平成23年度	南部町	南部中・富河中・万沢中を廃校し、(新)南部中を新設 校舎は南部中を使用	新設 公募	検討委員会を立ち上げ、開校年度に策定。公募を行い、生徒のデザインを採用。	検討委員会を立ち上げ、開校年度に策定。作詞 谷川 俊太郎 作曲 久石 譲	
平成24年度	身延町	静川小・西嶋小を廃校し、西島小を新設 校舎は西嶋小を使用	新設	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌の3番を削除して使用	
平成24年度	大月市	下和田小を廃校し、猿橋小と統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	
平成24年度	北杜市	増富小を廃校し、須玉小に統合	校舎利用先の学校名使用	校舎利用先の校章使用	校舎利用先の校歌使用	